

## 平成29年度農業委員会総会議事録

日時	平成29年7月20日（木）午前10時26分～
場所	さぬき市役所3階 301・302会議室
日程1	開会
日程2	さぬき市長挨拶
日程3	来賓祝辞
日程4	仮議長選出
日程5	仮議長挨拶
日程6	議案第1号 仮議席の指定について 議案第2号 会長の互選について 議案第3号 会長職務代理者の互選について 議案第4号 議席の指定について 議案第5号 さぬき市地域農業再生協議会の委員の選任について 議案第6号 さぬき市農地利用最適化推進委員の選任について 議案第7号 さぬき市農業委員会総会会議規則の一部改正について 議案第8号 さぬき市農業委員会規則の一部改正について 議案第9号 さぬき市農業委員会傍聴規程の一部改正について 議案第10号 さぬき市農業委員会和解の仲介に関する規程の一部改正について 議案第11号 さぬき市農地台帳の点検等及び公表に関する規程の一部改正について 議案第12号 さぬき市非農地証明事務処理要領の一部改正について 議案第13号 さぬき市農業委員会総会小委員会規程を廃止する規程について 議案第14号 さぬき市農業委員会運営委員会規程を廃止する規程について
日程7	議事録署名委員の指名について
出席委員	1 楠 豊 2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚バ子 8 岡村義弘 9 小川義洋 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 岩崎治樹 18 松原俊幸（番号は議席番号確定後のものである）
役職別	会長 松原俊幸 会長職務代理者 岩崎治樹
欠席委員	なし
事務局	藤井浩局長、山下智資課長補佐、北野茂雄課長補佐、佐藤仁美副主幹
来賓	香川県農業会議 松浦 克典事務局長 香川県東讃農業改良普及センター 佐々木 裕所長
会招集者	さぬき市長 大山茂樹

事務局

定刻となりましたので、ただいまから、平成 29 年度さぬき市農業委員会総会を開催させていただきます。

私は、さぬき市農業委員会事務局長 藤井でございます。よろしくお願いいたします。

これより着席しまして進行させていただきます。

本日の総会は、さぬき市農業委員会の委員の任期満了による任命後、最初の総会でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定により、市長名で招集をさせていただきます。

それでは最初に、大山さぬき市長から招集のご挨拶をいただきたいと思ます。市長よろしくお願いいたします。

市長

改めまして、おはようございます。今日は記念すべき日ですが、新しい委員さんの第 1 回目の総会ということで、召集させていただきました立場もございましてご挨拶を申し上げたいと思ます。先ほど新しい 18 名の委員のみなさんに辞令書を交付させていただきました。その時のご挨拶でも申し上げましたけれども、これから、さぬき市また香川県更には日本が世界の中でどういう風にやってくるのかということを考えてときに、日本にとって農業というのは、水産業とか林業と共に忘れてはならない大きい産業と思っています。そのことを将来の人々に引き継ぐためにも今、私たちがやらなくてはならない課題は山積していると思っています。今日は、農業会議、県の普及センターの所長さんも御臨席を賜りまして、この第 1 回目の総会が開かれますことを本当にうれしく思ます。田んぼの基盤整備をすることも大事でしょうし、そこで何を作っていくのかそういったことも農業会議また県の当局のいろんなご指導を仰ぎながら、そこで働く農業者の方が、本当に生きがいとか、人生の喜びを味わえるようなそういったことも必要ではないかなと思っています。役所というところはついつい例えば、基盤整備であれば土地改良課とか農業そのものであれば農林水産課とか、縦割りの国からずっと続いているわけですがけれども、それを一手に受ける現場の農業者の皆さんは、全てについて対応しなければなりません。そういった意味では役所のほうもできるだけワンストップで農業者の皆さんの問題とか、悩みとかそういったものをお聞きして自分で解決できないことは役所の内部又は県、国そういったところで十分に調整して全体としてお返しをするとこれまで以上に取組んで参りたいと思っています。香川県は戸当たりの耕作面積が少ないということでございまして、国のいろんな制度を上手く使うためには、そういったものをどの様に集約していくのか、単に形のうえだけで一つになるということだけではなくて、皆さんの納得をしていただいたうえで、こういったものを作るためにはこういったことが必要だとそういう議論を農業委員会また指導していただく農業会議また農業改良普及センターの皆さんのお知恵を借りてやっていっていただければ良いのではないかと思っています。特にさぬき市では、土地改良区の体制強化ということか基盤強化ということで、市全体を一つの土地改良区にするということで皆さん努力をして

いただいております。いろんなご意見があることは承知しておりますが、市としてもそういう皆さんが努力をして作り上げたものに対しては、これまで以上に市としても必要な関わり方を十分考えなければならないというそういう気持ちでございます。今日は最初の総会ということで会長さんの互選とか多岐にわたる議題があるとお聞きしております。非常に暑い中でご苦勞をおかけいたしますけれども、今後のさぬき市の農業についてこれまで以上にご尽力をお願い申し上げまして総会の招集にあたってまた、これからのお願いのご挨拶にさせていただきますと思います。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続いて、香川県農業会議の松浦事務局長様にご臨席いただいておりますので、ご祝辞をいただきたいと思っております。

農業会議

おはようございます。農業会議の松原と申します。本日は先ほど市長からもありましたように新制度に移行して第1回目の記念すべき総会にお招きいただきましてありがとうございます。皆様方におかれましては、地域農業の振興を図っていく非常に重要な役割を担っていく農業委員にこの度ご就任されたことを誠におめでとうございます。本会議の運営活動に対しまして日ごろよりご支援ご協力を賜っておりますことをこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。さて、農業を取り巻く情勢は皆さんご承知でございます。農業従事者の高齢化や減少といったものが一段と進んで毎年耕作放棄地が拡大をしておるとい非常に厳しい状況にあるところであります。農業、農村の活力を取り戻していくには、今以上に担い手の育成またその担い手の方へ農地を集積して規模拡大を促進していくとそういったことが求められているところでございます。そうした中で、ご承知のとおり今回の農業委員会法の改正で我々の農業委員会の業務につきましても、これまでの農地転用などを審査する法令業務に加えまして現場で行います担い手であるとか新規就農者こういった方への農地集積の斡旋をしていくとまた、耕作放棄地防止、解消の活動とこういった活動を法律では、農地利用最適化推進業務と言っておる訳ですが、そういった業務が必須業務になったということでございます。この最適化推進業務は農業農村の活力を取り戻していくためにも一番大事な部分でもございますので、それだけにこの最適化推進業務に今まで以上に重点を置いて取り組んでいけるように今回の農業委員会法の改正で皆様方農業委員については、以前に比べて半数程度になりましたがまた新たに農地利用最適化推進委員を新設した新体制に皆様方この度整備もしていただいたところでございまして、本日7月の20日で新体制になりますのが、県下で5市5町皆さんと同様に移行されております。昨年度移行されました市町を含めると県下17市町のうち15市町が新体制に整備されたということになっております。こうした形で県内で本格的に推進業務に取り組む体制が整備されましたので最適化推進業務にどれだけががんばってやっていくかが我々農業委員会の真価が問われる部分でもございますので、これまで以上に生産現場において担い手の方また、高齢化の方など

に個別に訪問もいただいて農地の利用意向などきめ細やかな活動が求められているところがございます。その活動に際しましては、農地利用最適化推進委員の方々は大勢おられますけれども、皆さん農業委員の方々も推進委員の方々と二人三脚で取り組んでいただきますとともに、農地機構の農地利用集積専門員その方も同様な業務をしていますので、今まで以上に密接な連携をまた情報の共有を図って取り組んでいただけたらと思っております。農業会議においても皆様方をサポートする組織でございますので、これから取り組まれます農地利用最適化推進業務を効率的、効果的に展開されますとともに、法令業務につきましても適切な推進が図られますように我々も最大限のお手伝いをさせていただければと考えているところがございます。最後になりましたが皆様方の今後の益々の活動によりまして、さぬき市農業委員会の発展と本日ご参会の皆様方のご健勝を祈念申し上げまして挨拶にかえさせていただきます。本日は総会誠にとおめでとうございます。

事務局

ありがとうございました。

引き続きまして、香川県東讃農業改良普及センター 佐々木所長様にご臨席いただいておりますので、ご祝辞をいただきたいと思っております。

普及センター  
一 所長

皆さんおはようございます。ただ今ご紹介いただきました東讃農業改良普及センター佐々木でございます。本日、新体制でスタートを切られましたことを心よりお祝い申し上げます。さて、最近の農業の情勢につきましては、今更ながら申し上げる訳もございませんが、農業従事者の高齢化や耕作放棄地や鳥獣被害の増加の中でまた、昭和 44 年より続いてまいりました米の生産調整が廃止されますことに加えまして、先日、EU と経済連携協定を結ぶことについて合意がなされるなど、自由貿易の流れは止められない様な気がするということでございまして、国内農業に対する将来の不安が益々高まるのではないかと考えております。こうした中、東讃地域の農業を支える担い手すなわち新規就農者、認定農業者、集落営農組織、これにつきましても着実に増えているということに加えまして、担い手への農地の集積につきましてもさぬき市では、この 3 年間に 85 ヘクタール増えるなど順調に進んでおり、明るい兆しが見えつつあると、これも皆様のご尽力の賜物ではないかと思っております。今後、担い手の経営が安定し、更なる発展に繋げていくということが重要な課題であると考えております。地域の実情に詳しく、農家の相談役でもございます農業委員また、農地利用最適化推進委員の皆さん、更には農地の有効利用や担い手への利用集積など農業委員の役割は益々高まるものと考えております。普及センターといたしましても引き続き農業委員会の皆様の絶大なるお力添えをいただきながら、担い手の確保育成を図りまして、ひいては地域農業の発展に繋がるよう全力で取り組んで参りたいと思っておりますので、ご理解をよろしく願います。最後になりますが、九州地方を中心とした豪雨や、一昨日、東京地方では雹に見舞われるなど、全国各地で異常気象が起こっております。今年は、例年以上に暑くなるスーパー猛暑ということで、本日ご参会の皆さまご自身のご健康にご

留意いただくことをお願いいたしまして本日の総会を契機といたしまして、担い手への農地利用の集積、集約、遊休農地の発生防止と解消、農地利用の最適化推進とこれまで以上に発展されることをご祈念申し上げまして、総会のお祝いの言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

事務局

ありがとうございました。

本日の出席委員をご報告いたします。委員総数 18 名で、18 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会は有効に成立しておりますのでご報告させていただきます。

次に現在の席順についてご説明いたします。本日の席順は、各地区ごとに 50 音順で準備させていただいておりますのでご了承願いたいと存じます。

ここで、皆様には大変恐縮ですけれども、大山市長は他の公務がございますのでここで退席させていただきます。

【市長退席】

続きまして、次第の 4 仮議長の選任についてですが、通常とられております地方自治法第 107 条の規定を準用させていただき、最年長委員にお願いする方法を取らせていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

事務局

それでは、そのようにさせていただきます。

ご紹介します最年長委員は長尾地区の松原委員さんでございます。それでは、松原委員さんに仮議長席にてよろしくお願ひします。

仮議長

皆さん改めましてこんにちは。最年長と言いましても何ヶ月ぐらいしか変わらない方もおられます。よろしくお願ひします。

新しい会長が選出されるまでの間、私が仮議長をいたしますのでよろしくお願ひします。

議事に入ります。議案第 1 号「仮議席の指定について」ですが、現在お座りの席をそのまま仮議席といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長

それでは、現在の席をもって仮議席といたします。

続きまして、議案第 2 号「会長の互選について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 2 号「会長の互選について」、をご説明申し上げます。

今回の総会は、農業委員会の委員の任期満了による任命後、初めての総会でございます。農業委員会等に関する法律第 5 条第 1 項で、「農業委員会に会長

を置く」と規定されており、第2項で、「会長は委員が互選した者をもって充てる」とありますので、委員の皆様で互選をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

仮議長

会長の互選であります、いかなる方法で選出したら良いかお諮りします。方法としましては、投票による方法、指名推薦による方法等があるようございます。

ご意見のある方は地区名とお名前を述べてからご発言願ひします。

寒川巧委員

今すぐに名前を申し上げてするのではなくて、各地区の代表者が出ていただいて、名前を出していただいて、その中から候補者を出していただきたらと思ひますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長

それでは、そういうことで各地区代表者でよろしいでしょうか。

別室にてお願ひしたいと思いますので。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

仮議長

再開いたします。

結果報告をお願ひします。

寒川巧委員

それでは、結果を報告させていただきます。5地区から代表者が出ていただきまして相談しました結果、前回まで会長をしておりました長尾地区の松原俊幸委員にもう一度お願ひしたらどうだろうかという意見がありましたので、良いだろうということでありましたので、皆さんにお諮りしたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長

異議なしと認めまして、さぬき市農業委員会会長は私、松原がすることといたします。決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長）

以上で、仮議長の任務は終わりましたので、後を私、松原が議事を進めてまいりますのでご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

引き続き、会議を進めてまいります。

議案第3号「会長職務代理者の互選について」を議題といたします。まず、

互選の方法についてお諮りします。どのような方法にしたらよろしいでしょうか。

芳竹和政委員 寒川の芳竹でございます。職務代理は、会長を補佐する重要な役目もございまして、また、会長との意思疎通が図れる人でなかったらいけないと思いますので、前3年間職務代理をされました岩崎治樹委員を推薦いたしたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（会長） 他にございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長） 他にご意見がないようですので、岩崎委員を会長職務代理者といたしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長） 異議なしと認めますので、さぬき市農業委員会会長職務代理者は岩崎治樹委員に決定いたします。

岩崎委員、前の席へ移っていただき、一言ご挨拶をお願いします。

岩崎治樹委員 先ほど推薦をいただきました岩崎でございます。これから3年間会長を補佐し、農業委員会が円滑にいきますよう一生懸命やっていきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（会長） 続きまして、議案第4号「議席の指定について」を議題といたします。  
さぬき市農業委員会総会会議規則第5条に総会において議席を決定することとなっておりますので、お諮りいたします。いかがいたしまししょうか。

〔「現在の席順で議席を決定したらよい」との意見あり〕

議長（会長） 他にご意見はありませんか。

大塚ノブ子委員 同じ地区の方が固まっていますが。よろしいでしょうか。

議長（会長） 新しい委員の方は先輩の方と並んでいたら相談しやすいという意味でそういう風にしております。

大塚ノブ子委員 分かりました。

議長（会長） 続きまして、議案第5号「さぬき市地域農業再生協議会の委員の選任につい

て」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

さぬき市地域農業再生協議会規約でございます。その中の第 5 条の (2) さぬき市農業委員会と謳っております。さぬき市農業委員の方代表でお一人というところございました。これまでですと、会長職でありました松原会長さんのほうでご出席をいただきまして今回、新たに改選されましたことで引き続き事務局案でございますが、会長職の方に務めていただけたらなということでございます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました、事務局の説明のとおり従前のとおり、会長の私が、さぬき市地域農業再生協議会委員となることに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長）

異議ないものとし、会長の私が、さぬき市地域農業再生協議会委員となることに決定いたします。

続きまして、議案第 6 号「さぬき市農地利用最適化推進委員の選任について」を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

さぬき市農地利用最適化推進委員（案）一覧資料 3 でございます。先ほど任命書をお渡しの際に、経過報告ということで皆様方にも説明させていただきましたが、こちらも一昨年改正されました農業委員会等に関する法律等により従来の公選制から議会の同意を要件とする市町村長による任命制に変更されました。さぬき市農業委員会及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例により 28 名と定められ、本年 2 月下旬から約 1 ヶ月に亘って新たな農地利用最適化推進委員の公募が実施されましたところ 33 名の応募があり、運営委員会におきまして、認定農業者等であるかなどに加え、これまでの農業委員会での経験や農業に関わる分野に携わってこられた知識や経験、担当地区内での農地利用最適化推進への熱意、面談等を踏まえまして、総合的な評価を行い 28 名の候補者としてお示ししているものでございます。任期は農業委員の任期と同じく、本日の 7 月 20 日から平成 32 年の 7 月 19 日までの 3 年間となっておりますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。事務局の説明のとおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



議長（会長）

異議がないものとし、原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第 7 号ですが、議案第 12 号まで関連がありますので、議案第 7 号から議案第 12 号を一上程いたします。

事務局より説明を願います。

事務局

議案 7 号資料をご覧下さい。平成 28 年 4 月 1 日に改正された農業委員会等に関する法律の施行を受け、農地法による農地等の利用の最適化を推進するため、担当区域において、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行う農地利用最適化推進委員委嘱に伴い改正するものです。主な内容といたしましては、農地利用最適化推進委員に関する規程の追加、総会を年次総会、月次定例会、臨時会の 3 種類にする規程。議事に関する規程の整備、その他字句について所要の改正の内容となっております。

参考法令といたしまして、農業委員会に関する法律第 29 条に基づいての改正の内容となっております。

続きまして、議案第 8 号資料をご覧下さい。これまでの農業委員会には地区代表者によって構成される運営委員会及び小委員会が設置されていましたが、今般、この委員会より小委員会は廃止されることとなります。このことに伴い、本規則について改正しようとするものです。主な概要について、運営委員会及び小委員会の存在を前提とした規程の削除。身分証明書の様式を農地利用最適化推進委員も記載できるように修正。参考法令といたしまして、農業委員会に関する法律第 17 条に基づいての改正の内容となっております。

続きまして、議案第 9 号資料をご覧下さい。先ほどと同様、運営委員会及び小委員会が廃止されることによる規則の改正でございます。主な概要といたしまして、運営委員会及び小委員会の存在を前提とした規程の削除。身体障害者補助犬を伴って会議を傍聴できるよう文言の修正。外とう、えり巻という文言を一般的なコート、マフラーに修正。電子機器についても文言の修正。参考法令といたしまして、農業委員会に関する法律第 34 条に基づいての改正の内容となっております。

続きまして、議案第 10 号資料をご覧下さい。先ほどと同様、運営委員会及び小委員会が廃止されることによる規則の改正でございます。主な概要といたしましては、運営委員会及び小委員会の存在を前提とした規程の削除。その他字句について所要の改正。参考法令といたしまして、農業委員会等に関する法律第 34 条に基づいての改正の内容となっております。

続きまして、議案第 11 号資料をご覧下さい。農業委員会等に関する法律の一部改正が平成 28 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、農業委員の選出について公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命することになったことによる改正でございます。主な概要といたしましては、公選制を前提とする規程の削除。その他文言について所要の改正でございます。参考法令といたしまして、農業委員会に関する法律第 8 条に基づくものでございます。

続きまして、議案第 12 号資料をご覧下さい。さぬき市非農地証明事務処理要領の一部改正でございます。改正案の原稿をお付けしておりますとおり、左

議長（会長） 側が新たなものでございまして、大きく、1, 2, 3, 4, 5, 6 と見出しが付いております。3 番のまる 6、まる 7 が新たに入ったものでございます。読み上げさせていただきますと、荒廃農地の発生解消状況に関する調査、荒廃農地の発生、解消状況に関する調査要領、平成 20 年 4 月 15 日付け農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知に基づく調査をいう。以下同じ。によって、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地が新たに入っております。裏面でございますが、6 番がその他留意すべき事項となっております。荒廃農地の発生解消状況に関する調査によって、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地については、その土地が農地法の規定に違反すると認められ場合又は農地転用許可に付された条件に違反すると認められる場合を除き、農業委員会が所有者からの申請なくして農業委員会総会等の議決により非農地判断を行うことも可能であるとされているので留意のことということでございます。様式第 3 号に括弧 6、括弧 7 が付け加えられています。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。  
質疑等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長） それでは、議案第 7 号から第 12 号につきまして、お諮りします。  
議案第 7 号から第 12 号につきまして、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長） それでは、原案どおり認めることとします。  
続きまして、議案第 13 号ですが、議案第 14 号と関連がありますので、議案第 13 号及び議案第 14 号を一括上程いたします。  
事務局より説明を願います。

事務局 議案第 13 号資料をご覧ください。さぬき市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例に基づいて農業委員が 18 名、推進委員が 28 名になったことによる改正でございます。現在、農業委員は 37 名で構成されていることから発言の機会が全体に与えられないこと、議事の運営が困難なこともあり、会長が指名する委員 13 名で構成する小委員会を構成し農業委員会定例会の事前現地確認等について所掌していました。しかし今般、農業委員の定数が 37 名から 18 名に減少したこと。農地利用最適化推進委員が 28 名委嘱されることにより、現地確認も地区の農業委員、推進委員で実施することが可能となり小委員会の必要性がなくなるため、今般、さぬき市農業委員会小委員会規程を廃止するものです。参考法令といたしまして、農業委員会に関する法律第 34 条に基づくものでございます。

続きまして、議案第 14 号資料をご覧ください。小委員会の廃止規程と同様、

農業委員 18 名、推進委員 28 名となったことによる廃止規程でございます。現在、農業委員は 37 名で構成されており、地区の代表 11 名で運営委員会を構成し、組織の運営及び農業の振興に資する方策について所掌しておりました。しかし今般、農業委員の定数が 37 名から 18 名に減少したことにより、全員での審議が可能となり運営委員会の必要性がなくなり、今般、さぬき市農業委員会運営委員会規程を廃止するものです。参考法令といたしまして、農業委員会に関する法律第 34 条に基づくものでございます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。  
質疑等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長） それでは、議案第 13 号及び第 14 号につきまして、お諮りします。  
議案第 13 号及び第 14 号につきまして、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長） それでは、原案どおり認めることとします。  
続きまして次第の 7 「議事録署名委員の指名について」ですが、事務局から連絡事項等があるようでございます。事務局から説明等をお願いします。

事務局 議案第 4 号の議席指定のところで、岩崎委員さんが会長職務代理者になりましたので、1 番から 6 番まではそのままですが、大塚委員さんから藤澤委員さん一つ繰り上げていただいて、17 番に岩崎委員さんになりますのでご了解をお願いします。

議長（会長） 議事録署名委員ですが、私の方から指名させていただきます。議席番号 1 番楠委員さん、議席番号 2 番蓮池委員さんをお願いします。

以上で本日予定しておりました議案の審議はすべて終了しました。  
事務局から連絡事項等があるようでございます。事務局から説明等をお願いします。

事務局 本日決定した議席等は、後日一覧表にしてお知らせしたいと思います。

議長（会長） これをもちまして、平成 29 年度さぬき市農業委員会総会を閉会いたします。  
長時間のご審議誠にありがとうございました。

（11 時 10 分閉会）

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 1 番

署名委員 2 番

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_



\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_